

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

学生が、実習あるいは帰省等のために JR 鉄道等を使用して旅行しようとするときは、学校（学生係）から学割証の交付を受けて利用することができます。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽くし、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、使用に際しては不正の無いように十分注意してください。

① 使用目的の範囲

- (ア) 休暇、所用による帰省
- (イ) 実験・実習などの正課の教育活動
- (ウ) 学校が認めた特別教育活動、または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (エ) 就職または進学のための受験等
- (オ) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (カ) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (キ) 保護者の旅行への随行

② 使用に際しての諸注意

- (ア) 学割証による割引乗車券は、学割証一枚につき 1 人 1 回限り購入利用できます。
- (イ) 学割証で購入した割引乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。
- (ウ) 学割証による割引乗車券の購入は、片道の区間内において 100 km を超える乗車に限られ、割引率は 2 割です。なお、駅員無配置駅から乗車する場合を除き、乗車後には購入できません。
- (エ) 学割証は、有効期限が過ぎた場合及び予定変更等により使用しない場合は、学生係に返却してください。
- (オ) 学割証の有効期間は発行から 3 ヶ月以内です。
- (カ) 学割証は、学割証記載の本人以外が使用すると不正使用となり、罰金が科せられ、場合によっては学校全体が学割証発行停止処分を受けることとなりますので、貸し借りなどによる不正使用は絶対に行わないでください。

③ 申込み方法

「学校学生生徒旅客運賃割引証」申込書（学生課前レターケースに保管）に、必要事項を記入し学級担任の許可のうえ学生係に申し込んでください。

申込みの翌日午後以降に証明済みの学割証が交付されます。